

## 熊本県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により平成30年（2018年）12月3日から平成31年（2019年）2月14日までの間に実施した財政的援助団体等の監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年（2019年）3月25日

熊本県監査委員	濱田義之
同	竹中潮
同	氷室雄一郎
同	田代国広

### 1 監査対象団体

公立大学法人熊本県立大学、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会、株式会社テクノインキュベーションセンター、一般財団法人熊本県伝統工芸館、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金、一般財団法人白川水源地域対策基金、熊本空港ビルディング株式会社、公益財団法人熊本県総合保健センター、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター、一般財団法人熊本県起業化支援センター、公益財団法人くまもと産業支援財団、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会、公益社団法人熊本県畜産協会、公益財団法人熊本県農業公社、公益財団法人くまもと里海づくり協会、公益財団法人熊本県武道振興会、学校法人文徳学園、学校法人開新学園、学校法人八商学園、学校法人東海大学、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会、公益財団法人熊本県体育協会、阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会、三勢・ひとづくりくまもとネット・祐和會共同体、九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体、松木運輸株式会社、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ、日本パーキング株式会社

### 2 監査対象期間 平成29年度（2017年度）

### 3 監査の主眼

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が出資している団体、補助金等交付団体、公の施設の指定管理者の30団体について、平成29年度（2017年度）の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査に当たっては、熊本県監査委員監査基準に基づき、次の事項に主眼をおいて実施した。

#### （1）出資団体

- ・ 出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・ 組織の運営管理が適切に行われているか。
- ・ 会計経理等が適切に行われているか。

#### （2）補助金等交付団体

- ・ 補助等の目的に沿った事業が適正に実施されているか。
- ・ 補助等の効果は、十分に達せられているか。

#### （3）公の施設の指定管理者

- ・ 公の施設の管理及び利用状況について、管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
- ・ 指定管理者制度実施の効果は表れているか。

#### 4 監査結果

監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

##### (1) 指摘事項

監査対象団体名 (所管課)	監 査 の 結 果
熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ (体育保健課)  体育保健課の課題	(利用料金の納付時期について) 前回の監査において、熊本県立総合体育館及び藤崎台県営野球場に係る利用料金の納付時期について協定書等では前納とされているが利用後に納付されているものがあるため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。 また、熊本県民総合運動公園の利用料金の納付時期についても協定書等では前納とされているが利用後に納付されているものがある。 利用料金の納付時期については、必要に応じて、各条例で規定された知事の前納例外承認を行うなど、実態に即したものとなるよう協定書等との整合を図ること。
公益財団法人熊本県武道振興会 (体育保健課)  体育保健課の課題	(利用料金の納付時期について) 前回の監査において、利用料金の納付時期について協定書等では前納とされているが利用後に納付されているものがあるため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。 利用料金の納付時期については、必要に応じて、熊本武道館条例で規定された知事の前納例外承認を行うなど、実態に即したものとなるよう協定書等との整合を図ること。

##### 参考

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前回監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

##### (2) 意見事項

なし

##### 参考

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。